

見附市定住促進・健幸住宅取得補助金
見附市住替え促進中古住宅取得補助金



見附市に 住宅を取得される方へ ご案内

—新築・建売は見附市外からの転入者、要件を満たす見附市民が対象—
—中古は見附市内・市外の人を対象—

新築・建売住宅

最大

50万円

中古住宅

最大

40万円

—見附市 都市環境課 都市政策室 都市・住宅政策係—



見附のイメージキャラクター「ミック」

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

見附市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています

11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



新築・建売住宅の場合

補助額 最大 50 万円

●目的

定住人口増加・健幸住宅の建設促進、居住誘導促進

●対象住宅



自己の居住の用に供し、生活するために必要な居室、台所、トイレ、浴室、玄関及び収納設備を有する延べ床面積が 75 ㎡以上の一戸建ての新築住宅または建売住宅

新築住宅

新たに建築された住宅で、居住の用に供したことの無いもの

建売住宅

販売を目的として新たに建築された住宅で、居住の用に供したことの無いもの

●補助額

補助対象者		補助金額		
		基本額	加算額	補助額
市外転入		40万円	子育て世帯・若者夫婦が地域コミュニティゾーンに転入 10万円	最大50万円
市内転居	地域コミュニティゾーンに転居する子育て世帯・若者夫婦	40万円	—	40万円
	居住誘導区域に転居する60歳以上世帯	40万円	—	40万円

※ただし、住宅取得に要した費用が 40 万円未満の場合は、住宅取得に要した費用の額を限度とする(千円未満切り捨て)。



見附市外からの転入者
及び
見附市内での転居者



見附市内

●補助対象者

(1)見附市外からの転入者

「居住誘導区域」「地域コミュニティゾーン」(※1)に新築住宅又は建売住宅を取得する転入者(※2)

(2)見附市内での転居者

見附市民の方で、以下のいずれかの要件を満たす人
・「居住誘導区域」※1に転居する「60歳以上世帯」※3
・「地域コミュニティゾーン」※1に転居する「若者夫婦」※4、又は、「子育て世帯」※5

(1)(2)共通要件

- 過去にこの補助金の交付を受けたことがない人
- 転入前の住所地における市区町村税の滞納がない人
- 見附市に定住する意思を有する人
- 見附市定住促進・健幸住宅取得判定基準(※6)及びウエルネスタウンみつけ住宅設計ガイドライン(※7)を満たす住宅を取得する人

●交付申請

原則、請負(売買)契約前に交付申請書と以下の書類を提出してください。

- 住宅取得の費用に関わる見積書の写し
- 住宅の位置図(付近見取図)
- 各階平面図及び求積図・求積表(店舗等との併用住宅の場合は、自己の居住の用に供する部分のわかるように表記すること)
- 申請者の住民票その他転入前 2 年間の居住地の履歴を証明するもの及び同居者の住民票(子どもは無いが妊娠中の場合は、母子健康手帳その他の妊娠を証明する書類の写し)
- 市区町村税の納税証明書(申請者が転入者の場合は、転入前の住所地のもの)
- 定住誓約書
- 見附市定住促進・健幸住宅取得判定基準判定シート
- ウエルネスタウンみつけ住宅設計ガイドライン判定シート(ウエルネスタウンみつけ内に建築する場合に限る)
- その他市長が必要と認める書類

●実績報告

住宅の取得が完了した日から起算して 1 月を経過した日又は交付を申請した日が属する年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書と以下の書類を提出してください。申請年度内に実績報告が間に合わない場合は変更理由書の提出が必要となります。

- 請負契約書の写し(新築住宅取得の場合)
- 売買契約書の写し(建売住宅取得の場合)
- 契約に係る領収書の写し
- 住宅の外観写真(周囲の状況が分かるもの)
- その他市長が必要と認める書類

※1～※5 は 3 ページ参照

※6 見附市定住促進・健幸住宅取得判定基準

一定の環境性能を備える健幸住宅の普及を目的として、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が作成した「建築環境総合性能評価システム(CASBEE)戸建(新築)」を参考に市が設定した基準。

※7 ウエルネスタウンみつけ住宅設計ガイドライン

ウエルネスタウンみつけ内での住宅の建築において、質の高い住宅性能や統一した景観形成を図るために市が設定した基準。



中古住宅の場合

補助額 最大 40 万円

●目的

住替え・居住誘導促進、定住人口増加、空き家対策

●対象住宅



自己の居住の用に供し、生活するために必要な居室、台所、トイレ、浴室、玄関及び収納設備を有する延べ床面積が75㎡以上の一戸建ての中古住宅

中古住宅

過去に居住の用に供されたことのあるもの
原則空き家であり、現に使用していない住宅

●補助額

補助対象者	補助金額		
	基本額	加算額	補助額
市外転入	30万円	子育て世帯・若者夫婦が地域コミュニティゾーンに転入 10万円	最大40万円
市内転居	30万円	子育て世帯・若者夫婦が地域コミュニティゾーンに転居 10万円	最大40万円
		60歳以上世帯が居住誘導区域に転居 10万円	

※ただし、住宅取得に要した費用が30万円未満の場合は、住宅取得に要した費用の額を限度とする(千円未満切り捨て)。



見附市内・市外の人



見附市内

●補助対象者

(1)見附市外からの転入者

「居住誘導区域」「地域コミュニティゾーン」※1 に中古住宅を取得する転入者

(2)見附市内での転居者

- ①「居住誘導区域」「地域コミュニティゾーン」※1 に中古住宅を取得する人
- ②見附市民の方で、以下のいずれかの要件を満たす人
・「居住誘導区域」※1 に転居する「60歳以上世帯」※3
・「地域コミュニティゾーン」※1 に転居する「若者夫婦」※4、又は、「子育て世帯」※5

(1)(2)共通要件

- ①過去にこの補助金の交付を受けたことがない人
- ②見附市に定住する意思がある人
- ③市税等の滞納がない人(転入者においては転入前の住所地における市税等の滞納がない人)

●交付申請

原則、売買契約前に交付申請書と以下の書類を提出してください。

- ①住宅取得の費用に関わる見積書の写し
- ②住宅の位置図(付近見取図)
- ③各階平面図及び求積図・求積表(店舗等との併用住宅の場合は、自己の居住の用に供する部分がわかるように表記すること)
- ④申請者及び同居者の住民票(子どもはいないが妊娠中の場合は、母子健康手帳その他の妊娠を証明する書類の写し)
- ⑤市区町村税の納税証明書(転入者の場合は転入前の住所地のもの)
- ⑥定住誓約書
- ⑦その他市長が必要と認める書類

●実績報告

住宅の取得が完了した日から起算して1月を経過した日又は交付を申請した日が属する年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書と以下の書類を提出してください。申請年度内に実績報告が間に合わない場合は変更理由書の提出が必要となります。

- ①売買契約書の写し
- ②売買契約に係る領収書の写し
- ③住宅の外観写真(周囲の状況が分かるもの)
- ④その他市長が必要と認める書類

<住宅関連補助金のご案内>

●断熱改修等リフォーム事業補助金(都市環境課)

市内の施工業者を通じて市民が自己の居住する住宅等の断熱改修等を伴うリフォームを行う場合、その経費の一部を補助。

募集期間:

令和6年4月15日(月)から9月27日(金)まで

●木造住宅耐震診断・設計・改修・除却費補助金(都市環境課)

市内の昭和56年5月31日以前に着工の木造住宅を対象に耐震診断費用及び耐震改修費用の一部を補助。

募集期間:

令和6年4月15日(月)から11月22日(金)まで

※いずれも申請額が予算額に達した場合、受付を終了します。

※上記の補助金は、中古住宅取得補助金と併用可能です。

募集概要

●受付期間

令和6年4月1日(月)から令和7年3月28日(金)まで

問合せ

見附市役所 都市環境課 都市政策室

都市・住宅政策係

TEL 0258-62-1700(内線 163)

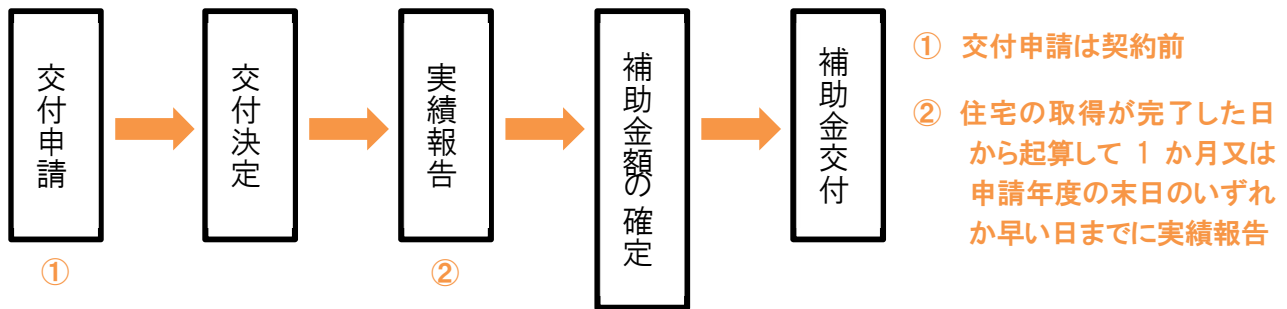
●留意事項

- ・先着順に受付し、予算に達した時点で受付を終了します。
- ・新築・建売住宅、中古住宅は、原則、契約前に申請してください。
- ・実績報告書は令和7年3月28日(金)までに提出してください。年度内に実績報告が間に合わない場合には、速やかに変更理由書を提出してください。

●申込み方法

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、市役所 1 階都市環境課に提出してください。申請書は建設課に設置してあるほか、市ホームページからダウンロードできます。詳しくは都市環境課都市政策室 都市・住宅政策係にお問い合わせください。

●申請の流れ



●注意事項

- ・新築・建売住宅の場合、補助金の交付は1住宅につき1回限りです。
- ・工事請負契約書を交わさない新築工事、契約書を交わさない売買、贈与又は相続によるものは対象外です。
- ・5年以内に住宅を売り渡したときは補助金の返還対象となります。

●用語の定義

※1 「居住誘導区域」「地域コミュニティゾーン」

見附市立地適正化計画で定められた今後居住を促していく区域です。区域についてはお問合せ下さい。

※2 転入者(新築・建売住宅のみ、次の全てに該当する人)

- ①定住の意思をもって本市に転入した人又は転入を予定している人
- ②本市に転入した日又は転入を予定している日を起算日として、転入前2年の間に本市に住所を有していない人
- ③転入日から2年を経過していない人

※3 60歳以上世帯 申請者及び同居者の全員が60歳以上である世帯。

※4 若者夫婦 申請者及び同居する配偶者が40歳未満の夫婦である世帯。

※5 子育て世帯 申請者が満50歳未満で、現に同居する満12歳以下の子を扶養している世帯。

(申込み時に妊娠している場合も含む。)